

鳥取市民会館 減免制度について

■ 令和2年7月1日より、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、減免制度が拡大されました！

【現在】

【新型コロナウイルス感染症対策による減免】

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
◆ 鳥取市内の文化団体協議会に加盟する団体が利用するとき ・鳥取市文化団体協議会 ・福部町文化協会 ・河原町文化協会 ・用瀬町文化団体協議会 ・佐治町文化協会 ・気高町文化協会 ・鹿野町文化団体連絡協議会 ・青谷町文化協議会	本番以前の30日以内に行う練習・準備	施設利用料	75%
		冷暖房利用料	50%
	上記以外の練習・準備	冷暖房利用料	50%
	本番	施設利用料	
大ホール以外の施設	冷暖房利用料		

New!



減免率
100%
100%
100%

(令和2年7月1日から令和3年3月31日まで)

(その他減免制度)

対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
◆ 鳥取市内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校の幼児、児童、又は生徒が利用するとき	年1回に限り平日に行う練習・準備・本番のいずれか	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	100%
	練習・準備	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
◆ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき ◆ 障がい者、要介護者が利用するとき	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆ 一般が主催する行事で1階席のみ(355席)利用するとき(1ヶ月以内の練習又は準備を含む)	練習・準備	施設利用料	75%
	本番		50%
◆ 文化芸術団体が利用日の1ヶ月未満に申込を行い、練習で大ホールを利用するとき	練習	施設利用料	75%
		設備器具利用料 冷暖房利用料	50%

※ 減免を希望される団体は、利用許可申請書と同時に利用料減免申請書をご提出ください。

鳥取市民会館

〒680-0041 鳥取県鳥取市掛出町12番地
 TEL : 0857-24-9411 FAX : 0857-24-9412
 MAIL : shimin@tottori-shinkoukai.or.jp



鳥取市民会館 公式HP